

# 第56期 定時株主総会 招集ご通知

本年も株主総会当日の「お土産」の配付は実施いたしません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日時

2026年6月18日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

石川県金沢市高岡町15番1号  
金沢市文化ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照  
ください。)

目次

招集ご通知  
株主総会参考書類  
事業報告  
計算書類(連結・個別)  
監査報告



# ハチバングループの道しるべ

ハチバングループで働くすべての人が創業の心を大切に、私たちの目指す姿、『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の実現に向かい努力を続けてまいります。



## ハチバングループの道しるべ



2022年2月11日体系化

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

2026年6月18日開催の第56期定時株主総会につきまして、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当連結会計年度における当社グループは、様々な営業施策を通じて、来店客数の増加と店舗売上の確保に注力してまいりましたが、原材料価格の高騰に加え、将来の成長を見据えた新規出店や店舗改装に伴う費用負担の増加により、利益面では極めて厳しい結果となりました。

しかしながら、このような厳しい事業環境下においてこそ、当社の理念である『『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。』という想いを真に具現化する時であると感じております。

当社は、これからの事業展開を強力に推し進めるものとして、2026年度を起点とする3年間の中期経営計画を策定いたしました。北陸に根ざす企業として、グローバルな視点を持ちつつ地域社会と共に歩み続けるため、以下の「6つの柱」を軸とした戦略を実行し、成長基盤の強化に邁進してまいります。

1. 8番らーめん事業の進化（出店拡大と収益力向上）
2. 海外事業の強化（QSC強化と市場拡大）
3. 和食事業の成長・拡大（収益力向上と新業態開発）
4. 開発・調達・製造の強化（独自プロセスの更なる強化による収益力向上）
5. 人財育成・職場環境改善（働き甲斐のある職場環境づくり・事業運営を支える人財づくり）
6. SDGsの取り組み強化（社会の課題解決を通じた企業価値向上）

これらの施策を着実に実行し、お客様へ安心と笑顔をお届けできる企業へと成長し続ける所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長 長 丸 尚 功



## お知らせ

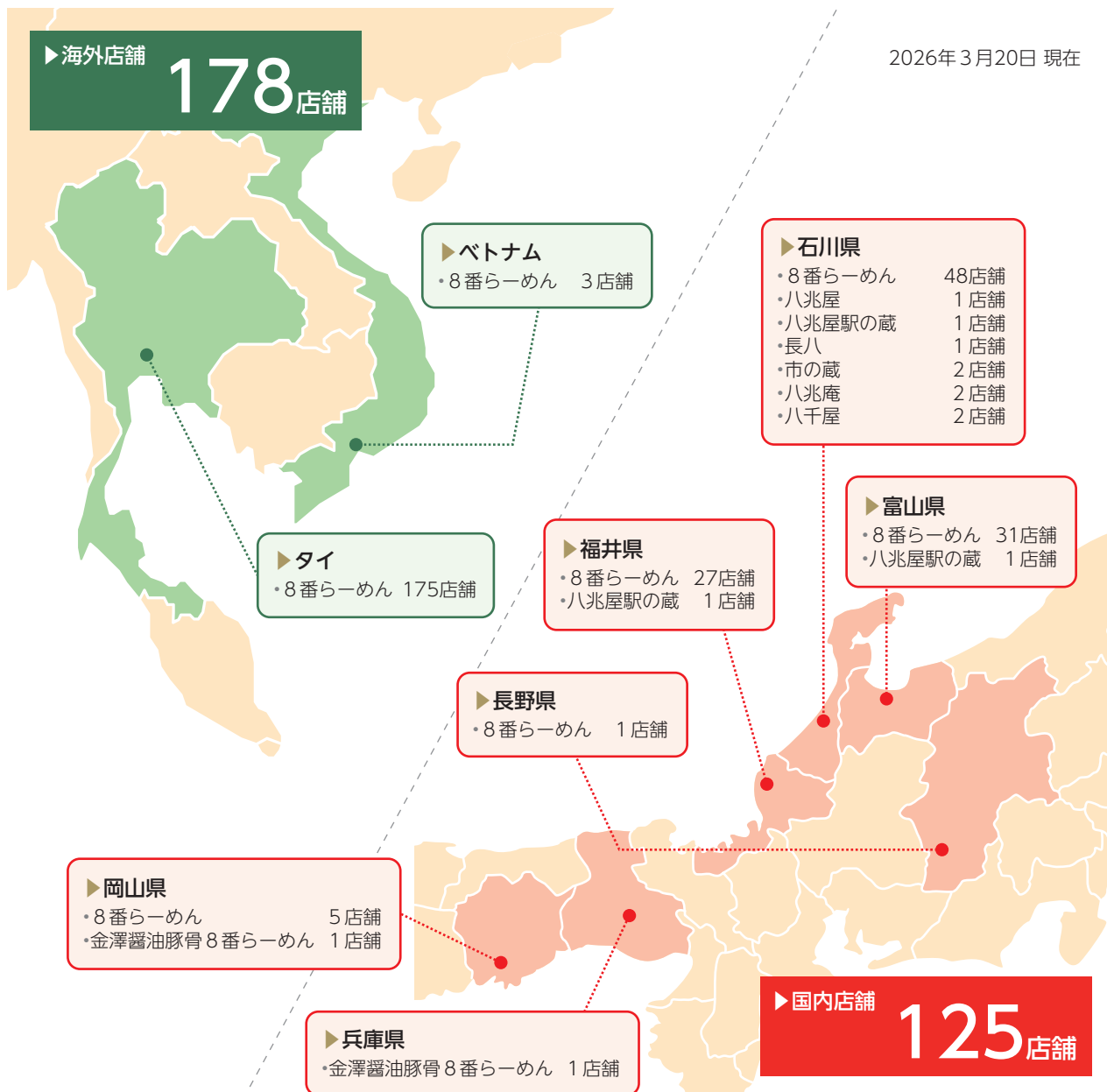
従来より株主様へお送りしていた「HACHIBAN GROUP REPORT」は、当社ウェブサイトでご掲載いたしております。ご高覧のほどお願い申し上げます。

▶当社ウェブサイト <https://www.hachiban.co.jp/ir/report.html>



# 当社グループ店舗数の状況

2026年3月20日 現在



証券コード 9950  
(発送日) 2026年5月29日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月27日

株 主 各 位

石川県金沢市新神田一丁目12番18号

**株式会社ハチバン**

代表取締役社長 長 丸 昌 功

### 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトからアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hachiban.co.jp>

(上記ウェブサイトからアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9950/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトからアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハチバン」又は「コード」に当社証券コード「9950」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月17日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  
2. 場 所 石川県金沢市高岡町15番1号  
金沢市文化ホール（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第56期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ◎お土産のご用意はございません。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月18日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)  
午後6時入力完了分まで

**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

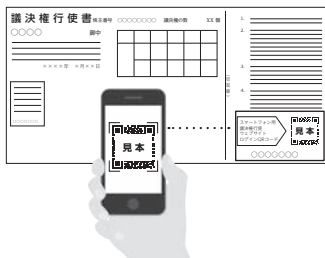
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

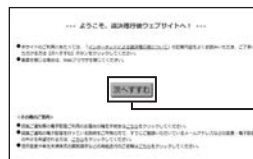
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、事業基盤の確立を図りながら、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取巻く経営環境、今後の事業展開ならびに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり、普通配当を10円とさせていただきたく存じます。

なお、1株当たり10円の間配当を既にお支払しておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
総額30,245,870円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月19日（金曜日）

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定を行えるよう2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>長丸昌功 (1959年12月9日)</p> <p>再任</p>	<p>1984年10月 当社入社 2001年11月 金吞事業部長 2002年6月 取締役八咫屋事業部長 2008年3月 営業本部副本部長 2012年3月 執行役員和食事業本部長 2012年6月 常務取締役 2014年3月 執行役員営業本部長兼和食事業部長 2016年3月 代表取締役専務 2020年3月 代表取締役社長（現任） 2020年7月 株式会社ハチバントレーディング（タイランド） 取締役（現任）</p>	9,766株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>長丸昌功氏は、当社の営業部門を統括し、事業拡大に取り組んできた実績と豊富な経験を有しており、今後とも経営トップとして、新たな視点に基づく経営全般を担うとともに当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>清治洋 (1968年6月20日)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 株式会社青木建設入社 1998年9月 KTC Systems Co.,Ltd.（タイ現地法人）入社 2002年1月 当社入社（株式会社ハチバントレーディング出向） 2005年9月 株式会社ハチバントレーディング次長（出向） 2005年9月 株式会社ハチバントレーディング（タイランド）社長 （現任） 2010年9月 らーめん事業部海外運営次長 2012年3月 執行役員海外運営副部長 2013年3月 執行役員海外運営部長 2018年3月 執行役員海外事業部長（現任） 2020年6月 取締役（現任）</p>	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>清治洋氏は、海外事業部長として培った豊富な経験および実績を活かし、海外事業を更に発展・展開するとともに、当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	杉本貴史 (1972年10月7日) 再任	1996年 3月 当社入社 2014年 3月 和食事業部店舗運営部担当部長 2015年 9月 8番らーめん事業部SC開発担当部長 2018年 3月 和食事業部担当部長 2020年 3月 執行役員業態開発部長 2021年 3月 執行役員ブランド戦略室長兼業態開発部長 2021年10月 執行役員ブランド戦略部長 2022年 6月 取締役(現任) 2026年 3月 執行役員事業本部長(現任)	1,455株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 杉本貴史氏は、和食事業や業態開発など多様な営業部門で豊富な経験を有し、ブランド戦略部長として当社のマーケティング活動およびブランド価値向上に大きく貢献してきました。この実績と知見を踏まえ、今後は、営業部門・営業サポート部門を統括する事業本部長に就き、当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	石川正則 (1946年9月25日) 再任 社外	1965年 4月 プリマハム株式会社入社 1994年 4月 同社東関東支店長 2004年 4月 同社生産本部長 2006年 6月 同社取締役加工食品事業本部長 2010年 6月 同社常務取締役 2012年 6月 同社専務取締役 2013年 4月 同社専務取締役食肉事業分掌 2015年 6月 当社社外取締役(現任)	1,243株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 石川正則氏は、食品事業会社の経営者としての豊富な経験と広い見識を有しており、食品安全や生産性向上をはじめ幅広く当社の経営に適切な助言と監督をいただいております。また独立した立場から経営の透明性・公正性向上にも貢献いただいております。引き続きこれらの役割を期待し、同氏を社外取締役候補者いたしました。</p>			
5	橋本佳苗 (1973年1月13日) 再任 社外	1998年 4月 Procter & Gamble Far East Inc. (現 P & Gジャパン合同会社) 入社 2005年 3月 ドリームランチャー設立 2007年 3月 株式会社ドリームランチャー 代表取締役社長(現任) 2017年 5月 Tiffany & Co. Japan Inc.ディレクター(人材育成責任者) 2018年 8月 Berluti Japan K.K (LVMHグループ) シニアマネージャー(人事ヘッド) 2020年 4月 奈良県生駒市役所(会計年度任用職員)人事改革担当官 2021年 5月 株式会社メルカリ マネージャー(人材育成責任者) 2025年 6月 当社社外取締役(現任)	72株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 橋本佳苗氏は、人材育成と組織開発が専門の会社を設立・経営している経験に加え、人材育成に関する広範な知見があり、人材育成コンサルティングや研修セミナーなどの活動経験を通じて、働き方改革にも貢献して頂けると判断し、社外取締役として女性目線での人材育成や研修へのアドバイスなど、当社の経営に適切な助言や監督をいただく役割を期待し、同氏を社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	木村 岳二 (1970年5月5日) 新任 社外	1995年 9月 KPMGピートマーウィック株式会社、 高橋湊夫税理士事務所 (現 KPMG税理士法人) 入所 2000年 1月 株式会社木村経営ブレーン、木村光雄税理士事務所 (現 税理士法人木村経営ブレーン) 入所 2005年 8月 税理士資格取得 2009年 2月 株式会社木村経営ブレーン 代表取締役社長 (現任) 2014年10月 税理士法人木村経営ブレーン 代表社員税理士 (現任) 2023年 6月 北陸税理士会理事 金沢支部長 (現任)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>木村岳二氏は、税務・経営支援分野での豊富な実務経験に加え、各種団体での要職を通じて高い専門性と公的視点を有しています。独立した立場から当社の経営監督機能の強化に貢献して頂けると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川正則氏、橋本佳苗氏、木村岳二は社外取締役候補者であります。
3. 石川正則氏、および橋本佳苗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって石川正則氏が11年、橋本佳苗氏が1年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、木村岳二氏の選任が承認された場合は、木村岳二氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は石川正則氏、橋本佳苗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、木村岳二氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
7. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、当社役員持株会のうち各取締役候補者の持分を含んでおります。

以 上

(ご参考) 本総会終了後の取締役および監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集通知記載の取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役の構成、既に選任されている各監査役も併せ各人のスキルマトリックスは以下のとおりです。

当社における地位 氏名	経営全般	企画・リスク マネジメント・法務	マーケティング/商品 開発/販売	製造・生産 技術・調 達・物流	品質保 証/ISO	財務/会計	人材/労務	社会/環境
代表取締役社長 長丸 昌功	●		●	●			●	
取締役 清治 洋	●		●				●	
取締役 杉本 貴史			●					●
社外取締役 石川 正則	●	●	●	●	●			●
社外取締役 橋本 佳苗	●						●	
社外取締役 木村 岳二	●					●		
監査役 (常勤) 館 厚志						●		
社外監査役 左近 光治	●		●				●	●
社外監査役 青木 隆		●					●	
社外監査役 吉川 透	●					●		

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

必要に応じて、社外コンサルタント、顧問などの外部人材活用を行っております

# 事業報告

(2025年3月21日から  
2026年3月20日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用の改善や賃上げなどにより緩やかな回復基調が続く一方、物価高による消費者の節約意識の高まりや米国通商政策の動向に加え、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりによるエネルギー価格や金融資本市場への影響から、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、価格改定による客単価の上昇やインバウンド需要により業績が堅調に推移する一方で、食材価格や人件費などの上昇により依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、当社グループの目指す姿である「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」に沿って、「食の安全・安心」、QSC（品質・サービス・清潔）を徹底するとともに、既存出店エリア外に8番らーめんブランドを構築するリモデル業態「金澤醤油豚骨8番らーめん」の展開や、新たな飲食店ブランドの開発、展開を進めております。

店舗数は、国内では新規出店が3店舗、閉店が1店舗、海外では新規出店が8店舗、閉店が2店舗あり、合計303店舗（前連結会計年度末比8店舗増）となっております。その内訳は、国内店舗では、らーめん店舗114店舗、和食店舗11店舗（合計125店舗）、海外店舗は178店舗であります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,730百万円（前年同期比4.8%増）、営業収益（売上高と営業収入の合計）は8,644百万円（同5.0%増）となりました。営業利益は原材料費や人件費の増加により4百万円（同98.2%減）と前年同期を大きく割り込みました。受取配当金と為替差益の増加により経常利益は207百万円（同55.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は60百万円（同74.5%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### ①外食事業

8番らーめんフランチャイズチェーンの国内展開を主とするらーめん部門では、期間限定商品として福井県のブランドトマト「越のルビー」を活かした「野菜トマトらーめん」のほか、「白い8番祭」と題して豚骨白湯スープが主役の「野菜とんこつらーめん」や「ちゃんぽんらーめん」、新商品「豚バラなんこつ煮らーめん」を順次販売し、通期では17種類の期間限定商品を販売しました。また、一部店舗を除く8番らーめん福袋として冷凍餃子と店舗で使えるクーポン券のセット商品を販売し、客数増加および新規顧客の獲得に努めました。

和食料理店を展開する和食部門では、インバウンド需要に加え、旅行会社や地元企業への営業活動によ

る客数の増加によって、売上高は堅調に推移しております。

以上の結果、外食事業の当連結会計年度の営業収益は6,528百万円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益は593百万円（同22.2%減）となりました。

## ②外販事業

外販事業では、「8番らーめん」ブランドを活用し、付加価値のある商品の開発と提案を行っております。卸販売として地元スーパーマーケット、国内各地の生活協同組合、量販店に販売するほか、ネット通販「ハチバンeSHOP」で冷凍餃子等を販売しております。

以上の結果、外販事業の当連結会計年度の売上高は576百万円（前年同期比4.4%減）、セグメント損失は2百万円（前年同期セグメント損失2百万円）となりました。

## ③海外事業

8番らーめんフランチャイズチェーンの海外展開は、タイで175店舗、ベトナムで3店舗の運営を行っております。

タイでは、店舗数の拡大に加えて商品・サービスの見直しによる売上高増加に努めております。液体調味料の製造・販売については、売上・利益ともに堅調に推移しているほか、ハラル商品の製造・販売にも取り組んでおります。

ベトナムでは、商品の新規開発や既存店舗の商品・サービスのさらなる品質向上を実施し、8番らーめんブランドの認知向上に努めております。

カンボジアにつきましては、タイとの国境紛争の状況を注視しております。

以上の結果、海外事業の当連結会計年度の営業収益は1,539百万円（前年同期比7.1%増）、セグメント利益は384百万円（同8.8%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は507百万円であります。その主なものは、建物、ソフト開発費であります。

## (3) 資金調達の状況

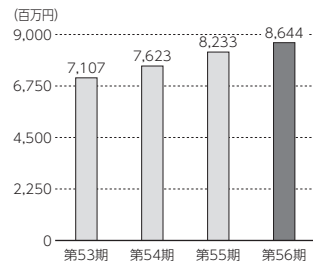
当連結会計年度において、重要な資金調達はありませんでした。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

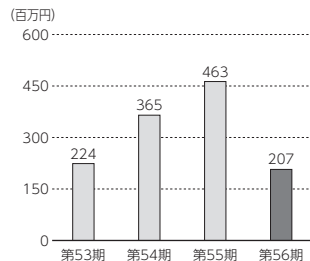
項 目	単位	第53期 2023年3月期	第54期 2024年3月期	第55期 2025年3月期	第56期 (当連結会計年度) 2026年3月期
営業収益	千円	7,107,283	7,623,792	8,233,449	8,644,513
経常利益	千円	224,276	365,669	463,487	207,542
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	65,178	160,525	236,202	60,139
1株当たり当期純利益	円	22.28	54.85	80.49	20.46
純資産	千円	3,222,491	3,384,858	3,673,513	3,807,956
総資産	千円	4,691,830	5,760,347	5,553,167	5,608,610
1株当たり純資産額	円	1,101.10	1,156.69	1,249.65	1,295.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
3. 「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

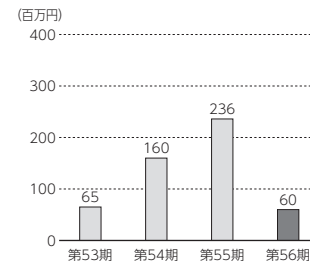
#### ■営業収益



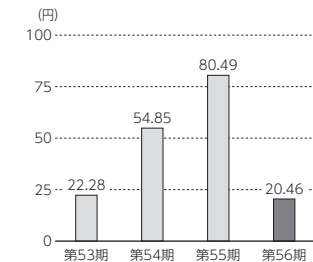
#### ■経常利益



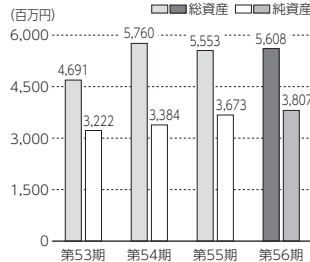
#### ■親会社株主に帰属する当期純利益



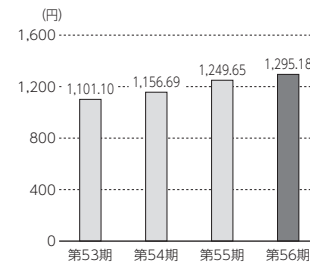
#### ■1株当たり当期純利益



#### ■総資産／純資産



#### ■1株当たり純資産額



## (5) 対処すべき課題

当社グループが属する外食産業は、人口減少と少子高齢化の進行による市場縮小や人手不足、原材料費やエネルギーコストの高騰など厳しい状況にあり、企業間競争がさらに激しくなるものと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」を経営の目的に掲げ、お客様に安心してご利用いただける「食」の提供に努め、地域の皆様から「食はハチバン」と言っていたけよう様々な事業活動に取り組んでまいります。具体的には、お客様により多くのご満足を繰り返し感じていただける商品の開発、接客サービスの充実・向上に力を注ぎ、当社の強みである、飲食業としてのチェーンストア・マネジメントと、食品製造卸売業としてのサプライチェーン・マネジメントの二つのチェーン・マネジメントを軸としたブランドマーケティング戦略を展開いたします。

### ① チェーンストア・マネジメントの展開

- i 8番らーめんフランチャイズチェーンの展開を主とするらーめん部門では、立地環境の変化に対応した既存店のスクラップアンドビルドやリニューアル、ドライブスルー販売方式を併設した店舗の展開のほか、配膳ロボットの導入やテイクアウト、デリバリーのさらなる強化、セルフオーダーシステムやキャッシュレス決済の拡張などの接客サービスの向上により、店舗営業を活性化いたします。
- ii 和食部門では、多様化するお客様のニーズ・利用シーンに依えていくため、付加価値の高い商品の開発や、地域に密着した小型店舗等の開発・出店による展開を行い、新たな和食ビジネスモデルの構築を進めてまいります。

### ② サプライチェーン・マネジメントの展開

- i 外販事業では、飲食店チェーンでノウハウを培ってきた商品開発提案型サプライヤーとして、付加価値の高い商品の開発と販売の拡大を進めてまいります。また自社ネット通販サイト「ハチバンeSHOP」をより充実させ、中食・内食需要の取り込みにも注力してまいります。
- ii 食品を製造する自社工場では、品質の向上と製造原価低減のため、設備機器と製造プロセス更新による生産性向上を行なうとともに、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000:2018」の要求事項に基づき、より安全・安心な食品の製造に努めてまいります。

### ③ 海外事業の展開

- i タイ、ベトナム、カンボジアにおける8番らーめんエリアライセンス契約先企業との関係をより密接にし、事業の拡大とブランド力の向上に努めるとともに、他の東南アジア地域への展開をにらんでまいります。
- ii ラーメンスープ・エキスの製造・販売においては、製造工場における生産体制の強化と品質管理の向上、新商品の開発に取り組み、販売先の開拓による事業基盤の安定拡大を目指してまいります。

全社的には、組織改革と人財の育成・教育研修に重点を置き、働き甲斐のある職場環境をより整備していくことで、お客様のご期待にお応えするそれぞれの事業展開を確実なものとしてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月20日現在)

- ① 飲食店フランチャイズチェーン事業
- ② 飲食店の経営および運営委託業務
- ③ 食品・食品原材料の製造加工および販売
- ④ 食料品および調味料の輸出入および販売

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社等の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハチバントレーディング (タイランド)	10,000千バーツ	100.0%	タイにおける食材等の輸出入
ダブルフラワリングカメラ株式会社	85,225千バーツ	38.6%	タイにおけるスープ・エキスの製造・販売

(8) 主要な事業所および工場ならびに使用人の状況 (2026年3月20日現在)

- ① 当社の主要な事業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	石川県金沢市新神田一丁目12番18号
本 社 工 場	石川県能美郡川北町字田子島308番1号
セントラルキッチン	石川県金沢市西念二丁目20番1号

- ② 子会社等の主要な事業所および工場

名 称	所 在 地
株式会社ハチバントレーディング (タイランド)	2 Premier Place, 1st Floor, Soi Premier 2, Kwaeng Nongbon, Khet Prawet, Bangkok 10250 Thailand
ダブルフラワリングカメラ株式会社	30, Moo 4, Sarangphun, Wangmung, Saraburi, 18220 Thailand

## ③ 店舗

地域別	直営店	加盟店	合計
長野県		1店	1店
富山県	八兆屋駅の蔵富山駅店 1店	31店	32店
石川県	8番らーめん本店・泉ヶ丘店・金沢駅店・松任駅北口店 ・金沢工大前店 八兆屋金沢駅前店、八兆屋駅の蔵金沢駅店、 長八金沢駅前店、市の蔵近江町市場店・片町店 八兆庵野々市本町店・県庁前店、八千屋若宮店・近江町市場店 14店	43店	57店
福井県	八兆屋駅の蔵福井駅店 1店	27店	28店
岡山県	金澤醤油豚骨8番らーめんアクロスプラザ児島店 1店	5店	6店
兵庫県	金澤醤油豚骨8番らーめん姫路市川橋通店 1店		1店
国内合計	18店	107店	125店
タイ		175店	175店
ベトナム		3店	3店
海外合計		178店	178店
総合計	18店	285店	303店

- (注) 1. 直営店の金澤醤油豚骨8番らーめん姫路市川橋通店(兵庫県)、八兆庵県庁前店(石川県)、八千屋近江町市場店(石川県)を開店しました。
2. 加盟店の8番らーめん高柳店(石川県)を閉店しました。
3. 海外では、出店8店舗、閉店2店舗、合計6店舗増加しております。

④ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
外食事業	118 (244) 名	12名増 (17名増)
外販事業	7 (2) 名	1名減 ( - )
海外事業	17 ( - ) 名	4名増 ( - )
共通部門	32 (7) 名	8名減 (1名増)
合計	174 (253) 名	7名増 (18名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数（契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

ロ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163 (253) 名	5名増 (18名増)	44.0歳	12.7年

(注) 使用人数は就業員数（契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	285,018千円
株式会社三菱UFJ銀行	60,016
三井住友信託銀行株式会社	60,000
株式会社北國銀行	59,992

## 2. 株式の状況（2026年3月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,832,444株  
 (2) 発行済株式の総数 3,068,111株（自己株式 43,524株を含む）  
 (3) 株主数 7,150名（前事業年度末比327名増）  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
ハチバン取引先持株会	147,096	4.9
株式会社北陸銀行	146,746	4.9
麒麟麦酒株式会社	138,310	4.6
野村證券株式会社	106,100	3.5
日清製粉株式会社	95,100	3.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	84,500	2.8
三井住友信託銀行株式会社	72,200	2.4
大和産業株式会社	68,600	2.3
明治安田生命保険相互会社	51,660	1.7
後藤克治	44,000	1.5

（注）持株比率は自己株式43,524株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式84,500株は含まれておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

### (役員向け株式報酬制度)

当社は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会決議に基づいて導入された、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（委任型）（以下総称して「取締役等」という。）対象の株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下「本制度」という。）について、2024年5月30日開催の取締役会で本制度の継続と信託期間3年間の延長を決定しました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は100,667千円、株式数は30,500株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は100,667千円、株式数は30,500株であります。

### (従業員向け株式報酬制度)

当社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）について、2025年1月31日開催の取締役会で本制度の継続と信託期間5年間の延長を決定しました。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を交付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は181,143千円、株式数は54,600株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は179,152千円、株式数は54,000株であります。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況（2026年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	長 丸 昌 功	株式会社ハチバントレーディング（タイランド）取締役
専 務 取 締 役	吉 村 由 則	執行役員 事業本部長
取 締 役	清 治 洋	執行役員海外事業部長 株式会社ハチバントレーディング（タイランド）社長
取 締 役	杉 本 貴 史	執行役員 ブランド戦略部長
取 締 役	後 藤 晋 一	執行役員 8番らーめん事業部長
取 締 役	石 川 正 則	
取 締 役	植 村 ま ゆ み	
取 締 役	橋 本 佳 苗	株式会社ドリームランチャー代表取締役
監 査 役（常 勤）	館 厚 志	
監 査 役	左 近 光 治	
監 査 役	青 木 隆	
監 査 役	吉 川 透	吉川会計事務所所長

- (注) 1. 取締役石川正則氏、植村まゆみ氏（戸籍上の氏名：金平まゆみ）、橋本佳苗氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役左近光治氏、青木隆氏、吉川透氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役石川正則氏、植村まゆみ氏、橋本佳苗氏および監査役左近光治氏、青木隆氏、吉川透氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 2026年3月21日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
吉 村 由 則	専務取締役	専務取締役 執行役員 事業本部長
杉 本 貴 史	取締役 執行役員 事業本部長	取締役 執行役員 ブランド戦略部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が該当役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任理由	退任時地位
藺森成輝	2025年6月12日	任期満了	監査役（常勤）
都築一隆	2025年6月12日	任期満了	監査役

## (5) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	96,698千円 (10,321)	85,381千円 (10,321)	-	11,317千円 (-)	8名 (3)
監査役（うち社外監査役）	20,721 (13,337)	20,721 (13,337)	-	-	6 (5)
合計（うち社外役員）	117,419 (23,658)	106,102 (23,658)	-	11,317 (-)	14 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額11,317千円が含まれております。本制度にかかる取締役の株式報酬の総額は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会において、年額30百万円以内、株式数の上限を年7,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名であります。
5. 上表には、2025年6月12日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含めております。

## (6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①当社は、以下の通り取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

### ア. 基本方針

- ・報酬体系は、経営方針に従い各役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高めるとともに、企業価値の増大に資するものとする。
- ・報酬水準は、当社の発展を担うべく人材を確保・維持できる水準とする。
- ・各役員の役割や責任に応じ客観性と公正性を備えた報酬とし、以下の各方針等に従い個別報酬を決定するものとする。

### イ. 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業績、役位や職責の貢献度に応じて決定する。
- ・使用人兼務取締役は、使用人分給与は概ね類似する職務に従事する使用人中の相当額として加給する。
- ・期末時点での業績等を勘案して、役員賞与支給総額を定時株主総会に諮り、個人別配分について取締役会に一任された場合は、代表取締役社長が指名・報酬委員会の答申を踏まえ決定する。
- ・2009年6月役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に支給する。

### ウ. 非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

- ・株価の変動による利益・リスクを株主様と共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的に、常勤取締役等を対象に株式報酬を支給する。
- ・株式報酬は、在任している者に対し役位に応じて毎月1日にポイントを付与し、退任後に株式を交付する。

### エ. 金銭報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

- ・報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね固定報酬：賞与：株式報酬＝7：2：1とする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

- ・個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定する。また、取締役会は取締役会決議をもって各取締役の報酬等の決定を代表取締役社長に一任することができる。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

ア. 委任を受けた者の地位及び指名

代表取締役社長 長丸昌功

イ. 委任された権限の内容

各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分

ウ. 権限を委任した理由

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためであります。

エ. 権限が適切に行使されるよう講じた措置

指名・報酬委員会の答申を踏まえ、基本報酬の額を決定しております。

③当事業年度における個人別の報酬等の内容

- ①イ. 「取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針」に基づき、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

## (7) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2009年6月17日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度において支払の対象となる退任役員はおりません。

(8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 監査役吉川透氏は、吉川会計事務所の所長であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石川正則	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に食品事業会社の経営経験者（上場企業の役付取締役を経験）としての見地から意見を述べるなど、期待される役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 植村まゆみ	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。ビジネス経験（大手企業のブランドマネージャーや就労促進事業（第3セクター）管理者などを経験）を活かして、女性目線での商品・サービスの開発やマーケティング活動へのアドバイスなど、期待される役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 橋本佳苗	2025年6月12日以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。人材開発・組織変革領域における豊富な経験（人材開発コンサルタント会社を経営）と専門的知見を有し、人的資本経営を踏まえてのアドバイスなど、期待される役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 左近光治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。他社における豊富な知識やビジネス経験等を当社監査体制の充実・強化に反映し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。
監査役 青木隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。司法警察官出身であり、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。
監査役 吉川透	2025年6月12日以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。監査法人での経験や会計事務所所長の立場から当社の財務・会計について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	23,500千円
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準）を定め、周知徹底させる。
- ② 管理部をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括する。内部監査部門は、管理部と連携して、コンプライアンスの状況を監査する。
- ③ コンプライアンス担当部門は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ④ 内部通報制度による不正行為等の早期発見、是正に努め、通報者に対して情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行にかかる、重要な意思決定および取締役に対する報告に関する情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
- ② これらの文書等の作成、保存、閲覧および廃棄等は、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員を置き、リスク管理を統括する部門を設置する。リスク管理担当部門は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ② コンプライアンス、安全衛生、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ、海外進出先でのカントリーリスク等、各事業部門は、それぞれの部門に属するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者および担当部門を定める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。
- ② ITの活用、意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営会議体を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。

**(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績、子会社の取締役等の職務執行に係る事項、その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ リスク管理担当部門はグループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ④ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス担当部門が審査する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

**(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社および子会社の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ② 事業部門を担当する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ③ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人に求めることができる。

**(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、これに応じる。

### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

### (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- ② コンプライアンス・ポリシー（行動基準）の反社会的勢力への対応条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 業務の適正を確保するために「行動基準」を定め、社内規程・内部通報の受付窓口とともにこれらを社内ポータルサイトに掲示し、取締役および使用人が法令および諸規程に則った行動をするよう、周知・徹底に努めております。  
また、従業員に対して、ハラスメント未然防止の情報共有や啓蒙を実施し、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努めております。
- (2) コンプライアンス経営の強化を目的に「内部通報制度運用規程」を定め、社内ポータルサイトに掲示するとともに、内部通報の受付窓口を社外第三者にも設置することにより、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- (3) 当社グループの全体的なリスク管理体制ならびに内部統制システムの構築及び運用、評価を統括する部門としてリスク統括室を設置するとともに、改善すべき課題を認識したテーマについては、個別にプロジェクトを立ち上げ、全社横断的なメンバーにより解決に注力しております。
- (4) 食品製造拠点である本社工場では、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000:2018」の認証を取得し、より安全・安心な食品の製造体制の向上に努めております。  
また、更に認証の登録範囲を8番一めん泉ヶ丘店に拡大し、チェーン全店で安全・安心な料理を提供するためのモデル店としております。
- (5) 毎月定例開催する取締役会では、法令・定款に定められた事項に限定せず、取締役会規程・取締役会決議事項細則に基づく幅広い決議事項・報告事項を議案としております。また、毎週初めに開催する常勤取締役および執行役員等からなる定例会議において、業務執行に関する経営課題や問題意識の共有、迅速な問題解決に当たっております。なお当該会議には、適宜、社外役員も参加しております。

- (6) 海外事業拠点や関係先との更なるコミュニケーション強化としてテレビ会議システムによるリモート会議も活用し、情報の共有、慎重かつ迅速な意思決定の維持向上に努めております。
- (7) 監査役は、取締役会ならびにその他の会議に出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、時機に応じて各取締役および重要な使用人と情報交換を行い、経営課題・問題を共有するほか、さまざまな角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。
- 毎月定例開催する社外役員会（社外取締役ならびに社外監査役全員で構成）において、経営課題・問題について相互に情報の共有化を行うことで、社外取締役と社外監査役の連携強化を図っております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,799,529</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,156,746</b>
現金及び預金	682,082	買掛金	429,872
売掛金	795,849	短期借入金	149,984
商品及び製品	193,244	リース債務	3,810
原材料及び貯蔵品	26,847	未払金	38,275
その他	101,506	未払法人税等	28,111
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,809,081</b>	賞与引当金	105,585
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,576,257</b>	未払費用	330,178
建物及び構築物	777,347	その他	70,928
機械装置及び運搬具	226,593	<b>固 定 負 債</b>	<b>643,907</b>
工具、器具及び備品	153,630	長期借入金	315,042
土地	1,071,028	リース債務	8,882
リース資産	310,256	長期未払金	10,682
建設仮勘定	37,400	長期預り保証金	148,168
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>289,923</b>	役員株式給付引当金	68,115
ソフトウェア	283,878	従業員株式給付引当金	74,577
その他	6,044	その他	18,437
<b>投資その他の資産</b>	<b>942,901</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,800,653</b>
投資有価証券	641,933	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
差入保証金	216,471	株 主 資 本	3,506,618
保険積立金	20,940	資 本 金	1,518,454
繰延税金資産	59,587	資 本 剰 余 金	1,112,371
その他	22,037	利 益 剰 余 金	1,287,932
貸倒引当金	△18,068	自 己 株 式	△412,139
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,608,610</b>	その他の包括利益累計額	301,331
		その他有価証券評価差額金	166,272
		為替換算調整勘定	135,059
		非支配株主持分	6
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,807,956</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,608,610</b>

## 連結損益計算書

(2025年3月21日から  
2026年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,730,061
売 上 原 価		4,762,017
売 上 総 利 益		2,968,044
営 業 収 入		914,452
営 業 総 利 益		3,882,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,877,842
営 業 利 益		4,653
営 業 外 収 益		297,133
受 取 利 息	2,120	
受 取 配 当 金	114,581	
受 取 地 代 家 賃	91,667	
為 替 差 益	14,208	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	43,042	
そ の 他	31,513	
営 業 外 費 用		94,244
支 払 利 息	4,432	
賃 貸 費 用	89,009	
そ の 他	802	
経 常 利 益		207,542
特 別 利 益		756
固 定 資 産 売 却 益	182	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	573	
特 別 損 失		6,398
固 定 資 産 除 却 損 失	401	
減 損 損 失	5,997	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		201,900
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	104,466	
法 人 税 等 調 整 額	37,293	141,759
当 期 純 利 益		60,140
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		60,139

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年3月21日から  
2026年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2025年3月21日 残高	1,518,454	1,112,371	1,288,285	△413,633	3,505,477
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,493		△60,493
親会社株主に帰属する 当期純利益			60,139		60,139
自己株式の取得				△496	△496
株式給付信託による自己株式の処分				1,990	1,990
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△353	1,493	1,140
2026年3月20日 残高	1,518,454	1,112,371	1,287,932	△412,139	3,506,618

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年3月21日 残高	70,716	97,314	168,030	5	3,673,513
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△60,493
親会社株主に帰属する 当期純利益					60,139
自己株式の取得					△496
株式給付信託による自己株式の処分					1,990
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	95,556	37,745	133,301	1	133,302
連結会計年度中の変動額合計	95,556	37,745	133,301	1	134,443
2026年3月20日 残高	166,272	135,059	301,331	6	3,807,956

# 貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,321,936</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,018,993</b>
現金及び預金	396,505	買掛金	302,914
売掛金	631,197	1年内返済予定の長期借入金	149,984
商品及び製品	164,990	リース債務	3,810
原材料及び貯蔵品	26,847	未払金	40,576
前払費用	18,915	未払法人税等	23,200
その他	83,479	賞与引当金	105,585
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,710,106</b>	未払費用	323,896
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,563,979</b>	その他	69,025
建物	732,634	<b>固 定 負 債</b>	<b>630,414</b>
構築物	45,895	長期借入金	315,042
機械及び装置	223,252	リース債務	8,882
車両及び運搬具	3,341	長期未払金	10,682
工具、器具及び備品	140,171	長期預り保証金	148,168
土地	1,071,028	役員株式給付引当金	68,115
リース資産	310,256	従業員株式給付引当金	74,577
建設仮勘定	37,400	その他	4,945
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>290,260</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,649,408</b>
ソフトウェア	283,878	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
その他	6,382	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,216,362</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>855,866</b>	資本金	1,518,454
投資有価証券	359,466	資本剰余金	1,088,027
関係会社株式	167,801	資本準備金	379,685
差入保証金	214,201	その他資本剰余金	708,342
保険積立金	20,940	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,022,020</b>
繰延税金資産	89,487	その他利益剰余金	1,022,020
その他	22,037	固定資産圧縮積立金	147,396
貸倒引当金	△18,068	繰越利益剰余金	874,623
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,032,043</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△412,139</b>
		評価・換算差額等	166,272
		その他有価証券評価差額金	166,272
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,382,635</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,032,043</b>

# 損益計算書

(2025年3月21日から  
2026年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,670,148
売上原価		3,849,202
売上総利益		2,820,946
営業収入		914,452
営業総利益		3,735,398
販売費及び一般管理費		3,778,838
営業損失		△43,439
営業外収益		266,896
受取利息	1,027	
受取配当金	125,166	
受取地代家賃	91,667	
為替差益	16,117	
その他	32,918	
営業外費用		94,244
支払利息	4,432	
賃貸費用	89,009	
その他	802	
経常利益		129,212
特別利益		756
固定資産売却益	182	
関係会社整理損失引当金戻入額	573	
特別損失		6,398
固定資産除却損	401	
減損	5,997	
税引前当期純利益		123,570
法人税、住民税及び事業税	94,270	
法人税等調整額	26,847	121,117
当期純利益		2,452

# 株主資本等変動計算書

(2025年3月21日から  
2026年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金					
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2025年3月21日 残高	1,518,454	379,685	708,342	1,088,027	147,396	932,664	1,080,060	△413,633	3,272,909	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△60,493	△60,493		△60,493	
当期純利益						2,452	2,452		2,452	
自己株式の取得								△496	△496	
株式給付信託による 自己株式の処分								1,990	1,990	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△58,040	△58,040	1,493	△56,546	
2026年3月20日 残高	1,518,454	379,685	708,342	1,088,027	147,396	874,623	1,022,020	△412,139	3,216,362	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年3月21日 残高	70,716	70,716	3,343,625
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△60,493
当期純利益			2,452
自己株式の取得			△496
株式給付信託による 自己株式の処分			1,990
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	95,556	95,556	95,556
事業年度中の変動額合計	95,556	95,556	39,009
2026年3月20日 残高	166,272	166,272	3,382,635

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社ハチバン  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉江俊志  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南波洋行

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハチバンの2025年3月21日から2026年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチバン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社ハチパン  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉江俊志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南波洋行

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハチパンの2025年3月21日から2026年3月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社ハチバン 監査役会

常勤監査役 舘 厚 志 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 左 近 光 治 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 青 木 隆 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 吉 川 透 ㊟

以 上

## 北陸から姫路へ新ブランドの挑戦！

## 「金澤醤油豚骨 8 番らーめん」が関西初進出

2025年11月、兵庫県姫路市に新ブランド「金澤醤油豚骨 8 番らーめん」をオープンいたしました。

金沢伝統の「大野醤油」を使用した特製スープと極太麺による新しさ、創業から58年愛され続けた8番の野菜らーめんのこだわりを姫路の皆様にお届けし、地域に根差し愛される店舗を目指しています。北陸から全国への挑戦を続ける当社の新たな成長エンジンとして、ブランドの育成に邁進してまいります。



## ファン待望！「野菜とんこつらーめん」4年ぶりの限定復活！

2026年1月より、あったか白スープが主役の「白い8番祭」を展開し、3週連続で期間限定ラーメンを販売しました。

目玉となる第1弾では、2021年の販売終了後から復活を期待する声絶えなかった「野菜とんこつらーめん」を4年ぶりに限定復活。長年のファンを中心に大きな反響をいただきました。続く第2弾の「ちゃんぽんらーめん」、第3弾は豚肉の希少部位を使用した新商品「豚バラなんこつ煮らーめん」も大好評をいただき、店舗売上の活性化に寄与しました。今後も、お客様のご期待を超える商品を開発し、企業価値の向上に努めてまいります。



# 中期経営計画2028の概要

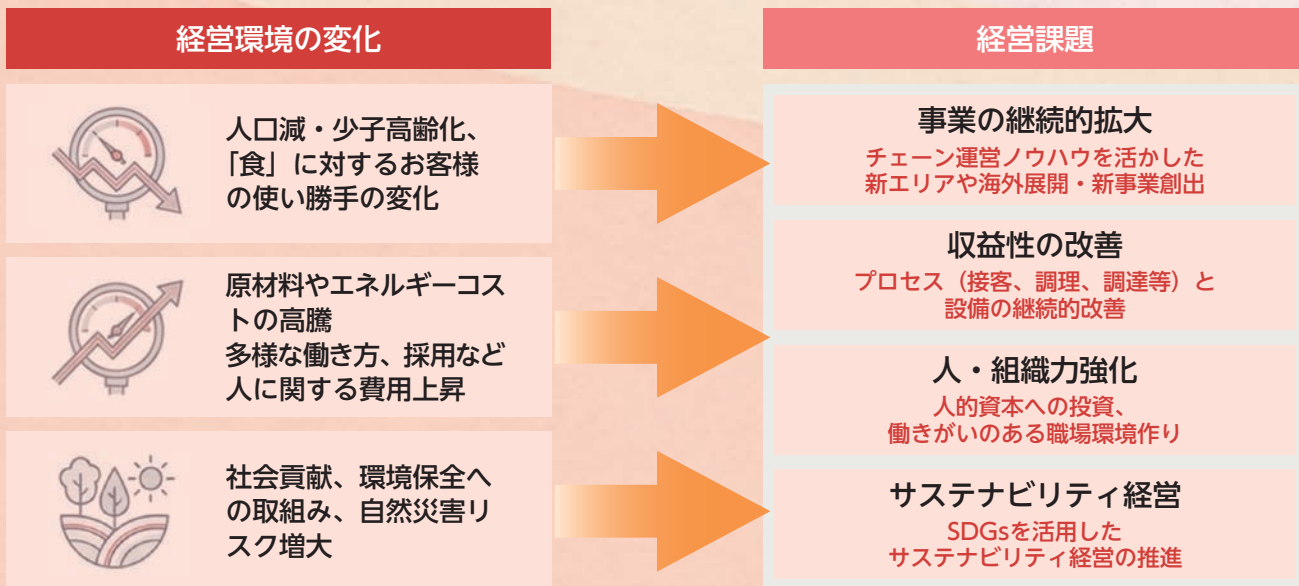
北陸のソウルフードから「世界のHACHIBAN」へ

2026年度 - 2028年度

ハチバングループは、経営理念「人類の幸福な生活に貢献する」の実現に向け、食とおもてなしの心で世界中の人々と地域に笑顔をお届けすることを目指して、「中期経営計画2028」を策定いたしました。

地域社会になくてはならない存在となり、事業成長を推進していく本計画について、概要を報告させていただきます。

## 事業環境と経営課題



## 事業の成長ポイント

### 北陸地域での活動基盤

北陸でのブランド基盤と複数ブランド展開をベースに新エリアや新業態へ拡大  
省人省力化を先行して実施・検証

### 海外への活動拡大

タイで構築している高収益な海外フランチャイズモデルのベトナムや新エリアへの展開

### 成長を支える人財と強固な運営基盤

自社製造拠点のQSCを支える「現場力」の強化と多様なキャリア形成を支える「教育・研修制度」の充実

Quality : 品質 Service : サービス Cleanliness : クレンリネス (清潔さ)

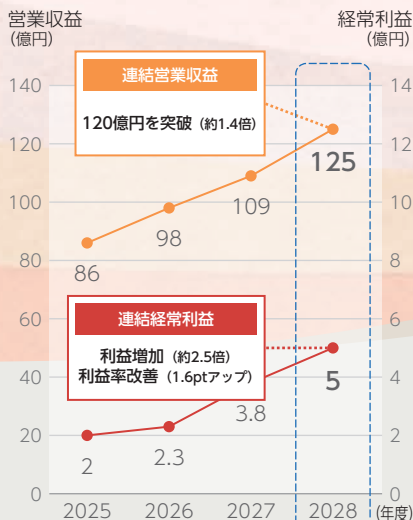
北陸のソウルフードから「世界のHACHIBAN」へ

### 革新によるマーケット拡大

新業態による新エリア進出やマーケティング、商品開発センターによる「売れる商品」開発

## 事業拡大目標

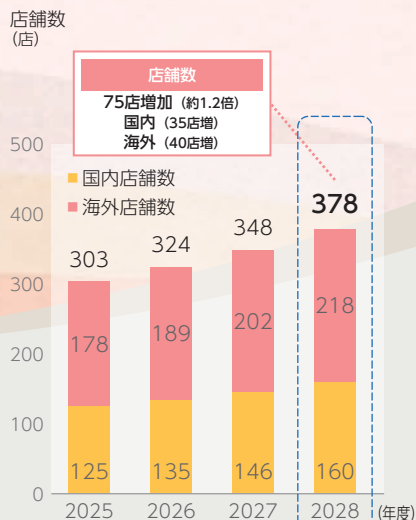
### 連結業績の成長推移 (2026-2028)



#### 収益構造の転換

新事業の収益化と運営効率の改善により増収ペースを上回る利益の伸びを目指します。

### 店舗網の拡大戦略 (国内・海外別)



#### 国内・海外両輪での成長

国内は金澤醬油豚骨8番らーめんと新事業を中心に35店舗増、海外は8番らーめん40店舗増を目指します。

### 海外主要市場の成長ポテンシャル



#### 企業価値の向上

成長投資と株主還元的最適化を図り、ROE 8%以上の維持・拡大を目指します。

# 株主総会会場ご案内図

## 場所

### 金沢市文化ホール

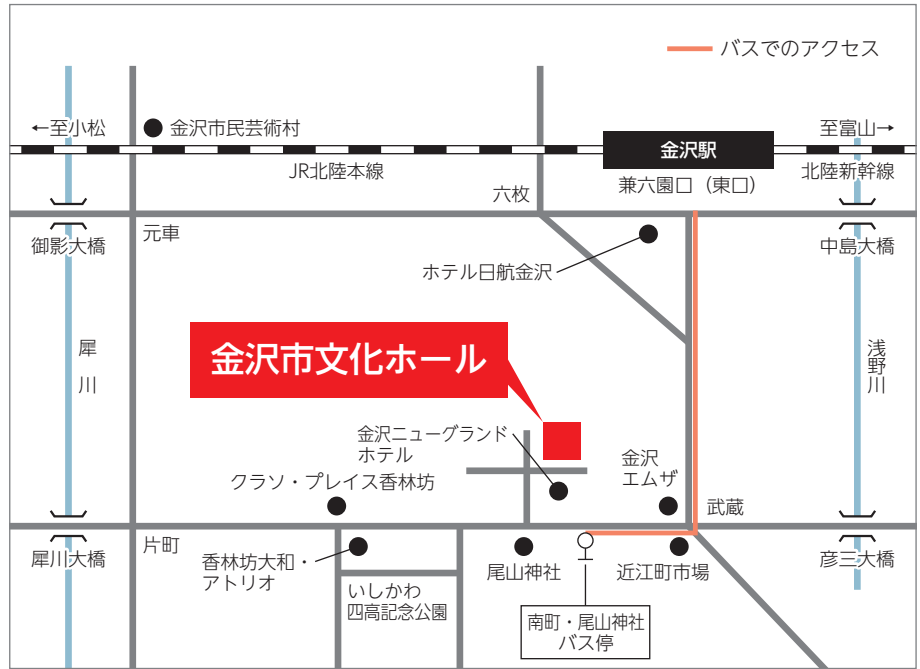
〒920-0864 石川県金沢市高岡町15番1号  
電話 076-223-1221 (代表)

## 交通のご案内

### ■金沢駅 兼六園口（東口）より

- ・タクシーで約10分
- ・バスで約15分  
香林坊方面のバスを利用し  
南町・尾山神社バス停下車  
徒歩3分

※来館者用の駐車場を設けておりませんので  
公共交通機関をご利用ください。



## 株主メモ

事業年度 3月21日から翌年3月20日まで

定時株主総会 毎年6月中旬

基準日 期末配当: 3月20日  
中間配当: 9月20日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
(郵便物送付先) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

同取次窓口 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店

公告掲載方法 電子公告。ただし、電子公告を行えない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載。

公告掲載URL <https://www.hachiban.co.jp>

証券コード 9950  
(東京証券取引所スタンダード)

株式に関するお手続き

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。